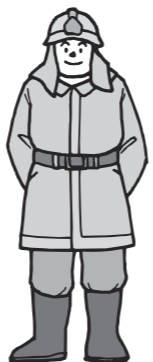


**締切迫る! 第14回ともなり文芸祭り**

応募期限/10月31日(水)必着  
 種目/短歌、俳句、川柳、詩(漢詩を除く)  
 部門/小学生の部、中学生・高校生の部、一般の部  
 応募資格/県内に在住または通勤・通学している方  
 ※短歌一般の部のみ全国から募集  
 投稿料/短歌一般の部のみ1組2首で1,000円  
 (現金書留か定額小為替を利用)  
 ※詳しくは、募集要項をご覧ください。  
 応募先・問い合わせ/  
 〒329-2165 矢板市矢板106-2  
 矢板市生涯学習課「ともなり文芸祭り」係  
 ☎(43)6218

**秋の火災予防週間**

11月9日(金)~15日(木)は、秋季火災予防週間です。火の元に注意してください。  
 期間内は、正午に消防サイレンの吹鳴を行うとともに、女性消防団員の独居老人宅訪問や消防車両による警戒巡回を行います。  
 問い合わせ/  
 総務課 防災管財班  
 ☎(43)1113  
 矢板消防署  
 ☎(44)2511



**初開催 やいた軽トラ市**

~採れたて新鮮野菜や掘り出し物がずらり~  
 日時/10月28日(日) 9:00~15:00  
 場所/前新通り(矢板市役所前~NTT東日本ビル間)  
**軽トラ市とは?**



軽トラックの荷台を利用し、新鮮野菜・果物、加工物・手作り品など、何でも販売する市です。前新通りを歩行者天国にして開催します。地元でどんどん買い物して地域を活性化しましょう。  
 交通規制は、8:30~15:30まで。ご迷惑をおかけしますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ/やいた軽トラ市実行委員会(商工会内) ☎(43)0272

**公表 平成23年度中山間地域等直接支払交付事業交付実績**

この事業は、河川の上流域に位置し、傾斜地が多い中山間地域における農業生産条件の不利を補正するために実施するものです。第1期対策を平成12年度からの5年間、第2期対策を平成17年度からの5年間実施し、現在は平成22年度から26年度の5年間を第3期対策として取り組んでいます。

対象地区は山村振興法の指定地域(泉地区)。対象農用地は、田においては傾斜が5%以上(急傾斜地)または2%以上(緩傾斜地)、草地においては傾斜が15度以上(急傾斜地)または8度以上(緩傾斜地)で、1ha以上の一団の農用地です。

平成23年度においては、耕作放棄を防止し、農地のもつ多面的機能を発揮するために、水路・農道などの管理、周辺林地の下草刈り、鳥獣害防止対策などを行い、さらに、中山間地域の活性化を図るために、機械・農作業の共同化、加工所の運営、非農家との交流事業などを実施しました。

協定集落名	参加者数(人)	対象地目	面積(m <sup>2</sup> )	交付金額(円)
第二農場	8	急傾斜の田	115,203	2,419,263
立足	10	急傾斜の田	57,365	1,204,665
		緩傾斜の田	17,450	139,600
		計	74,815	1,344,265
山田	5	急傾斜の田	11,271	189,352
第一農場	39	緩傾斜の田	589,856	4,718,848
下伊佐野一本木	8	緩傾斜の田	118,572	948,576
		急傾斜の田	9,361	196,581
		計	127,933	1,145,157
上伊佐野一本木	10	緩傾斜の田	52,647	421,176
兵庫畑	2	緩傾斜の田	18,793	120,275
平野東	39	緩傾斜の田	342,921	2,743,368
相ノ沢・産背	9	緩傾斜の田	66,703	426,899
八方	1組合	急傾斜の草地	22,587	237,163
		緩傾斜の草地	219,758	659,274
		計	242,345	896,437
合計	131		1,642,487	14,425,040

事業内容などが記載されている「集落協定書」をご覧ください。農業振興課で閲覧できます。  
 期間は、平成24年10月15日(月)から31日(水)まで(土・日を除く8:30から17:00)です。  
 問い合わせ/農業振興課 ☎(43)6210

**固定資産税の申告・届け出のお知らせ**

土地と家屋(建物)には、固定資産税の課税に係る申告制度や各種届け出があります。次のような変更があった場合、所有者は速やかに申告書・届出書を税務課へ提出してください。  
 関係書類は税務課にあります。市ホームページ「申請書配布サービス」からもダウンロードできます。

こんな場合に	提出書類	説明・手続き
住宅用地の内容を変更した場合	住宅用地(変更)申告書	専用住宅や併用住宅が建っている土地を住宅用地といい、その面積によって特例措置が適用されます。住宅以外の建物(事務所、店舗など)を住宅用に、またその逆の場合など、用途を変更した時は、平成25年2月1日までに申告書を提出してください(平成25年度課税分から変更になります)。 必要なもの/印鑑(認め印可)
土地の地目を変更した場合	土地(地目変更)届出書	固定資産税の課税地目は、登記簿の地目とは別に、1月1日(賦課期日:課税の基準となる日)の現況で評価します。地目を変更した場合は、届出書を提出してください。地目…土地の用途による分類(田、宅地など) 必要なもの/印鑑(認め印可)
家屋を滅失・変更した場合	家屋(滅失・変更)届出書	取り壊しなどで家屋がなくなった場合や、増改築などで家屋の種類・構造・床面積などを変更した場合は、届出書を提出してください。 必要なもの/印鑑(認め印可)
未登記家屋の納税義務者を変更した場合	未登記家屋納税義務者(変更)届出書	登記をしていない家屋を売買・贈与・相続などで所有者(納税義務者)を変更した場合は、届出書を提出してください。 必要なもの/新所有者・旧所有者の印鑑(認め印可)
共有名義の代表者を変更した場合	共有代表者(変更)届出書	土地または家屋が共有名義で、その代表者を変更した場合は、届出書を提出してください。 必要なもの/新代表者・旧代表者の印鑑(認め印可)

問い合わせ/税務課 ☎(43)1115 <http://www.city.yaita.tochigi.jp>

**平成24年分 年末調整説明会のお知らせ**

「平成24年分の給与所得者の年末調整事務及び法定調書の書き方等」についての説明会を、次の日程により開催します。都合の良い会場にお越しください。  
 説明会にお越しの際は、11月上旬にお送りする封筒をお持ちください。

開催日	時間	会場
11月14日(水)	14:00	矢板市文化会館 小ホール (矢板市矢板103-1)
11月20日(火)		那須烏山市烏山公民館 (那須烏山市中央2-13-8)
11月21日(水)	16:00	馬頭総合福祉センター (那珂川町馬頭560-1)
11月22日(木)		さくら市氏家公民館 (さくら市櫻野1322-8)

※青色申告者である個人の方を対象にした「青色決算説明会」は別に開催します。  
 問い合わせ/氏家税務署 法人課税部門 ☎028(682)3311 \*自動音声案内の「2」をお選びください。